

令和2年 広報あま

12月10日は「人権デー」
12月4日～10日「人権週間」です。

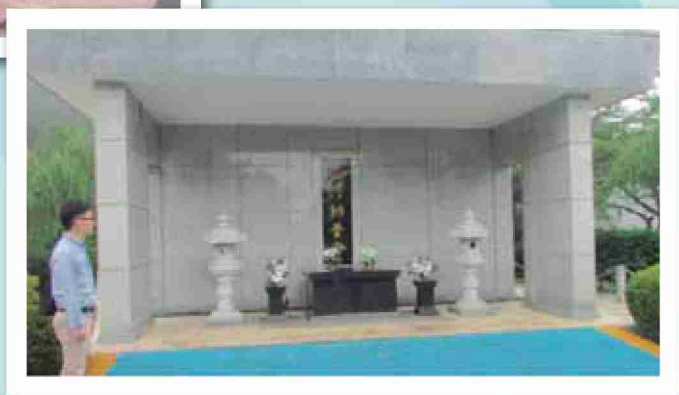
※1948年12月10日の国連総会で「世界人権宣言」が採択され、
国連はこれを記念して12月10日を「人権デー」としています。
国内では、12月4日から人権デーまでの1週間を「人権週間」と
して、全国的な啓発活動が行われます。



人権週間特集号



市民人権講座
「国立駿河療養所現地学習」
(令和元年7月2日(火))



令和2年度 啓発活動強調事項

- (1) 女性の人権を守ろう
- (2) 子どもの人権を守ろう
- (3) 高齢者の人権を守ろう
- (4) 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- (5) 同和問題（部落差別）を解消しよう
- (6) アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- (7) 外国人の人権を尊重しよう
- (8) HIV感染者等に対する偏見や差別をなくそう
- (9) ハンセン病患者・元患者・その家族に対する偏見や差別をなくそう
- (10) 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- (11) 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- (12) インターネットによる人権侵害をなくそう
- (13) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- (14) ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- (15) 性的指向及び性自認を理由とする偏見や差別をなくそう
- (16) 人身取引をなくそう
- (17) 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

～人権啓発キャッチコピー～

「誰か」のこと じゃない。

実は知らないかも... 人権のこと

人権って？

人権とは、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、その尊厳と権利について平等である」と「世界人権宣言」にうたわれており、「日本国憲法」においても、基本的人権の享有と法の下に平等が保障されるなど、誰もが生まれながらに持っている権利と考えられています。

また、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」では、「人権とは、人間の尊厳に基づいて、各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人びとが個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である」と述べられています。

歴史的に見ても、人権は国家権力の濫用から国民の権利を守るために形成され、具体的には憲法をはじめとする法として成文化されています。その意味で、憲法上の人権とは、国家権力に対して主張しうる権利であるといえます。そして、対国家的権利としての憲法上の人権を尊重する義務を負うのは、国家権力を行使する政府機関や公務員の側にあります。このようなことから公務員など権力を行使する立場にある者は高度な人権感覚が求められます。

また、近年では、マスメディアや大企業、その他の各種団体が個人の権利を侵害する事例や私人間相互において差別や虐待といった形で起こる人権侵害などが、深刻化しています。誰もが幸福に生きていく社会を実現するために、日常生活において人権が文化として普遍的に存在する社会の実現を図る必要があります。

世界人権宣言（抜粋）

第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的 若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有 することができる。

日本国憲法（抜粋）

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第14条 すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（抜粋）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

あま市人権尊重のまちづくり条例（前文） 平成23年12月22日

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等です。これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されている、日本国憲法の理念とするところです。

しかし、今なお、人種、信条、性別、社会的身分又は門地等に起因する人権侵害が存在し、社会情勢の変化等により、人権にかかわる新たな課題も生じ、それらの解決に向けた積極的な取組みが求められています。

私たち一人ひとり、自らの人権意識を高め、差別や偏見のない、明るく住みよい社会を築いていかなくてはなりません。

よって、私たちあま市民は、共に考え、支え合いながら、お互いの人権を尊重し、思いやりの心にあふれた、自由かつ平等で公正な社会の実現を目指し、不断の努力を重ねていくことを決意し、この条例を制定します。

人権擁護委員を知っていますか

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱^{いしよく}を受けた民間の人たちです。あま市には11名の人権擁護委員がいます。地域の皆さんの人権相談を受け、問題解決のお手伝いや、人権の考えを広める活動をしています。人権擁護委員の活動については、あま市公式ウェブサイトをご覧ください。

毎月第3金曜日（祝日の場合は、前日又は翌日）に人権擁護委員による人権相談を開催しています。予約不要で相談内容等の秘密は厳守いたします。広報や市公式ウェブサイトにて、ご確認ください。

また法務局にて各種相談が受けられます。一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

人権マスコットキャラクター



人権についての相談はなんでも

みんなの人権110番  **0570-003-110**

学校でのいじめ、虐待など子どもに関する相談は

子どもの人権110番  **0120-007-110** (通話料無料)

職場でのセクハラ、家庭内暴力など女性に関する相談は

女性の人権ホットライン  **0570-070-810**

新型コロナウイルス感染症に関連した人権への配慮について ～不当な差別や偏見をなくしましょう～

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染された方や濃厚接触者、医療従事者、海外渡航歴のある方、外国人の方に対し、誹謗中傷^{ひぼうちゆうしやう}、ネット上にプライバシーを公開するなどの行動が問題になっています。誤解や偏見に基づく不当な差別は許されるものではありません。感染症拡大や大災害が起きた時には、一人ひとりの人権を尊重し、様々な繋がりをより強固なものにして立ち向かうことが大切です。

不確かな情報や誤った認識から人権侵害につながることをのまないよう、正確な情報を入手し、冷静な行動に努めましょう。



差別を解消することを目的にした 3つの法律（人権3法）をご存じですか？

人権3法とは

差別を解消することを目的に制定されたいわゆる「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」の3つの法律のこと。2016(平成28)年に施行された。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月、「**障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（いわゆる「障害者差別解消法」）**」が制定され、平成28年4月1日から施行されました。

- **障害者差別解消法では「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」を禁止しています。**

不当な差別的扱いの禁止とは？

学校の受験、入学を断ることや受付の対応をしないなど、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障がいのない人にはつけない条件を付けることなどが禁止されています。

また、正当な理由があると判断した場合は、その理由を説明し、納得を得られるよう努める必要があります。正当な理由としては、安全を確保するため、経済面の保全のため、行為の本来の目的や内容を維持するため、損害の発生を防止するため、などが挙げられます。

合理的配慮とは？

障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業所に対しては、対応に努めること）を求めています。

また、本人が意思の表明を行うことができず、家族などの支援者が意思の表明を行う場合や表明がなくても合理的配慮の提供が必要だと考えられる場合も、配慮を行うことが必要と言えます。



あま市では、手話通訳者を設置しています。

【設置場所】

甚目寺庁舎社会福祉課 障害福祉係 TEL 052-444-3135

【設置時間】

毎週火曜日 午前9時から正午まで、午後1時から午後4時まで

毎週木曜日 午前9時から正午まで



「できることから始めよう！」

- 道の段差を越えられずに困っている車いすに乗った人に出会ったら？
 - 声をかけて困っていることはないか聞いてみましょう。
- 視覚障がい者の人の誘導ブロック上に自転車が止めてあった。そこに止めても大丈夫？
 - 視覚障がいの人がその上を歩くことができなくなってしまいます。
社会のルールやモラルを守って行動しましょう。
- はくじょう白杖を手にした視覚障がいの人が白杖をまっすぐにかかっています。
 - 白杖をかかげるポーズは「白杖SOSシグナル」といって、近くにいる人に助けを求めています。
「どうされましたか」などと声をかけてみましょう。



■障がい者に関するマーク

	障害者のための 国際シンボルマーク	すべての障がい者が利用できる建物や駐車場、トイレであることを示す世界共通のマーク
	身体障害者標識	肢体不自由の人が運転する車であることを示すマーク
	聴覚障害者標識	聴覚障害のある人が運転する車であることを示すマーク
	盲人のための 国際シンボルマーク	視覚障害のある人が使いやすい建物や信号などの施設を示す世界共通のマーク
	耳マーク	聞こえが不自由なことを表したり、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を示すマーク
	ぼじょ犬マーク	身体障害者補助犬法の啓発のためのマーク 身体障害者補助犬法において、公共施設や交通機関、デパートやレストランなどでは、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。
	オストメイト用設備/ オストメイト	人工こうもんや人工ぼうこうをつけた人であること、またその人のための設備があることを示すマーク
	ハート・プラスマーク	身体の中に障がいがある人を示すマーク このマークをつけている人を見かけたら席をゆずったり、トイレを先に使ってもらってください
	ヘルプマーク	外からはわからなくても、助けが必要な人のためのマーク このマークを見かけたら席をゆずったり、困っているようなら声をかけてあげてください
	筆談マーク	筆談で対応する意思表示を表すマークです 聴覚障がい者にとって筆談で対応できることが一目でわかることで、安心して窓口や施設などを利用することができます

本邦外出身者に対する不当な差別的発言の 解消に向けた取組の推進に関する法律

この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本施策を定め、これを推進しようとするものです。

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」）」が平成28年6月3日に公布・施行されました。

ヘイトスピーチって何なの？

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動が、一般に「ヘイトスピーチ」と呼ばれています（「人権擁護に関する世論調査」より）。

例えば

- (1) 特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく、一律に排除・排斥^{はいせき}することをあおり立てるもの
 - (2) 特定の民族や国籍に属する人々に対して危害を加えようとするもの
 - (3) 特定の国や地域の出身である人を、著しく見下すような内容のもの
- などは、それを見聞きした方々に、悲しみや恐怖、絶望感などを抱かせるものであり、決してあってはならないものです。

改正入管法を知っていますか？

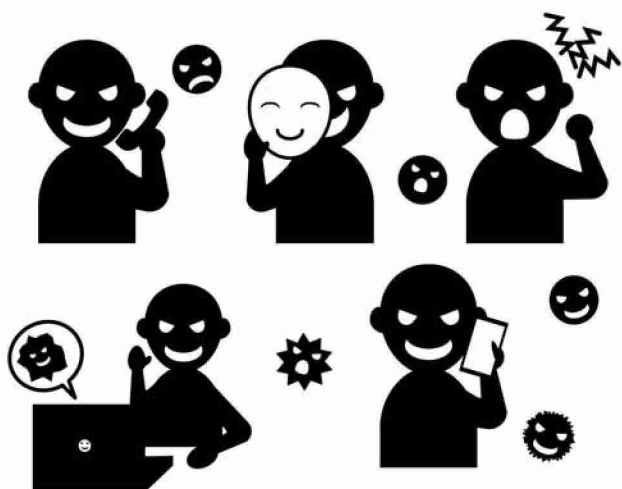
出入国管理及び難民認定法が改正され、2019年4月1日より施行されました。在留資格に「特定技能」が創設されたことにより、多くの外国人労働者が入国することで、深刻な人材不足を解消することを狙いとしています。

国籍や民族などの異なる人々が互いの文化を認め合い、尊重し合う多文化共生社会の実現が求められています。



ヘイトスピーチ解消法について

ヘイトスピーチ解消法は、「不当な差別的言動」は許されないものであると宣言しており、「専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動」を「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」と定義しています。



外国語人権相談ダイヤル

名古屋法務局

0570-090911

平日 9:00~17:00(年末年始を除く)

英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語
ネパール語、スペイン語、インドネシア語及びタイ語

部落差別の解消の推進に関する法律

部落差別解消推進法

平成28年12月に「**部落差別の解消の推進に関する法律**（いわゆる「**部落差別解消推進法**」）が施行されました。現在も部落差別が存在するとともに、情報化に伴ってインターネットへの差別的な書き込みなど部落差別に関する状況が変化していることを踏まえ、部落差別は決して許されないものであるとの確認のもとに、部落差別がない社会の実現を目指しています。

この法律では、国と地方公共団体の責務を明らかにしています。

国の責務

部落差別の解消に関する施策を講じる。

- 1 地方公共団体が必要な情報の提供・指導・助言を行う。
- 2 相談体制の充実を図る。
- 3 教育及び啓発を行う。



地方公共団体の責務

部落差別の解消に関し、国と適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じた施策を講じるよう努める。

- 1 相談体制の充実
部落差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実に努める。
- 2 教育及び啓発
部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努める。

人権侵害に関する書き込みを見つけた場合は、連絡を！

インターネットの普及により、特定の個人・団体や不特定多数の人を誹謗中傷したり、差別を助長したりする有害な情報が掲載されるなど、人権に関わる問題が多数発生しています。いったん掲載された情報は、様々なところに流出してしまう可能性があります。

インターネットを利用するときは、画面の向こうには常に人がいることを意識して、個人のプライバシーを守り、お互いの個性や違いを認め合う情報モラルを身につけましょう。



同和問題（部落差別）を解決するためのこれまでの取組

1965（昭和40）年 「同和対策審議会答申」

同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。これを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。

1969（昭和44）年 「同和対策事業特別措置法」【時限法】

同和対策事業が目的。以後、法律の延長や名前の変更を行いながら、33年間にわたり対策事業が実施された。

1982（昭和57）年 「地域改善対策特別措置法（地対法）」【時限法】

1987（昭和62）年 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」【時限法】

1993（平成5）年 同和地区実態把握調査（総務庁地域改善対策室）

住環境面では一定の改善は進んだが、差別意識や差別事件については、十分な成果が得られていない。

1996（平成8）年 「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本方向について」 （地域改善対策協議会意見具申）

同和問題は過去の課題ではない。この問題の解決に向けた今後の取組を人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題である。これまでの成果を土台とし、従来の取組の反省を踏まえ、未来に向けた新たな方向性を見極めるべき時に差しかかっている。

2000（平成12）年 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」

2002（平成14）年 特別措置法の法期限切れ

3月 「人権教育・啓発に関する基本計画」策定

総合的な人権教育が進められるが、部落問題学習の取組が形骸化しているという批判もある。

2016（平成28）年 「部落差別の解消の推進に関する法律」【恒久法】

同和地区の有無に関わらず、部落差別を解消するための教育及び啓発の推進が重要であり、部落問題に対する知的理解と人権感覚を高める取組が求められている。

2020（令和2）年 部落差別の実態に係る調査（法務省人権擁護局）

部落差別解消推進法第6条の規定に基づき、関係省庁及び地方公共団体の協力を得て実施される。（ウェブ上で閲覧可能）

同和問題（部落差別）に関すること

名古屋法務局人権擁護部	052-952-8111
名古屋法務局津島支局	0567-26-2423
愛知県県民文化局人権推進課	052-954-6167
あま市企画財政部人権推進課	052-444-0398
あま市人権ふれあいセンター	052-444-5393

体に何も不自由ない私は、どれだけ幸せなのだろう。

最後に、この世界で一番大切なのは一つ一つの「感謝」であると思う。自分を産んでくれてありがとう、育ててくれてありがとう。食を与えてくれてありがとう。笑ってくれてありがとう。人にはまだ、たくさん人の感謝が訪れる。私もこれからたくさんの人に感謝を伝えて、世界中みんなが幸せになつてほしい。

「みんなちがって、

みんないい」

あま市立甚目寺南中学校二年
村田 璃奈

私がいじめ防止について考えたきっかけは「いじめ」が身近にあり、しかも私たち中学生にとっても関係のあることだと思つたからだ。実際、私の学校でも「いじめ」が存在している。

「いじめ」はされている方もしている方も一つとしてメリツトのないことだと私は思う。では、なぜ「いじめ」は起こるのか。

私にはもうずっと小さな頃から大切

にしている言葉がある。それは、金子みすゞさんの詩『私と小鳥と鈴と』に出てくる「みんなちがって、みんないい」という言葉だ。この言葉に込められた意味を中学生になつて改めて考えてみると、幼い頃に抱いたなんとも言えないあたたかさと共に、相手のことを思いやる深い愛情のようなものを感じ取る事ができた。十人十色、他人の考え方を尊重する意見を受け止める。しかし、自分と異なる意見を受け入れることは、中学生になつてくると非常に難しいとも感じている。意見のくい違いから誤解を招いてしまつたり、対立してしまつたりすることも増えてきたような気がする。成長して、自我が芽生えたことが関係しているのかもしれない。このような意見のくい違いから、「いじめ」に発展してしまつた一例を紹介し、考えていきたいと思う。

ある子が、トイレ掃除の当番の日に、体調が優れず学校を休んでしまつた。そのため、その日は別の子が当番を代わつた。周りの誰もが、出席できた日に休んでしまつた分の当番を繰り越すと思つていた。しかし、その子は、休んでいた日が私の当番の日で、今日は私じゃないと周りに伝えた。私も、この話を聞いたときは違和感を覚えた。代わつてくれたことに感謝をして、休

んだ日の分をやるべきではないかな、と。やはり、私と同じような考えの人が多かつたようで、その子はクラスで浮いてしまつた。味方が誰一人いなくなつてしまつたのである。最初は、トイレ掃除の担当だけでもめていたことが、いつのまにか担当とは関係のないクラスの人全員にまで広がつてしまつたのである。さらに、掃除とは関係のない些細なことまで、その子が悪いというような声が飛び交うようになってしまつた。

このように「いじめ」は特定の人に起こるものではなく、誰にでも起こりえることなのだということが分かる。未然に防ぐためには、どうしたらいいのだろうか。

まずは、先にも述べたように、お互いの意見を分かり合うことが大切だと思ふ。しかしながら、それは難しい。だから、せめて相手の立場になつて物事を考えるということを一一人一人が心がけることから始めたい。当たり前のことだと感じるかもしれないが、この小さな一歩が「いじめ」をしている方にとっても重要だと考える。

次に、今回の例から学んだことだが、一つの誤解をその人の全てだと決めつけてしまわないということだ。そのためにも、自分の置かれた事情や気持ち

をきちんと言葉にして伝える。嫌なことも素直な気持ちで向き合う。ここから逃げてしまうと、いつまでも悪いイメージが付きまとい、毎日辛い時間が増えていくことになる。「いじめ」をされる方も受け身ではないという事だ。

最後に、「いじめ」を周りで見ている人も協力しなければならぬ。見て見ぬふりは、許されない。

「みんなちがって、みんないい」という言葉。この言葉を多くの人に知ってもらい、受け入れてほしい。そうすることができれば、「いじめ」は本当の意味で減らしていくことができるだろう。互いに受け入れ、理解し、分かり合えるような未来をこれからの私たちが作っていきたい。



人権に関する

作文の紹介

「豊かさの中に」

あま市立甚目寺中学校三年
佐野 瑞季

「今」自分は幸せであるといえるだろうか。現在世界中が新型コロナウイルスによって苦しめられている。人それぞれ考え方は違うと思うが、私自身は改めて幸せだといえる。人々はこのコロナウイルスに恐怖を感じている。しかし私も多少の抵抗はあるが、コロナウイルスは大きく自分を変えてくれた存在だと思っている。ではなぜそう思うのか。それは改めて考えさせられたからだ。

まず、今までの私達の生活の豊かさの事である。普段買い物に行ったり、学校に行って勉強をしたり、食事を取ったりするなどこれらの生活が当

毎年11月に開催しております「あま市人権講演会」において、「あま市立甚目寺中学校」と「あま市立甚目寺南中学校」の2名の生徒による人権作文の発表を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から講演会の開催を中止とさせていただきます。そこで講演会で発表をしていただく予定をしておりました2名の生徒の人権作文を紹介させていただきます。

り前だと思っていた。しかし、コロナウイルスは今までの私達の行動を見直ささい、そう言っているように思えた。

もう一つは、世界を変えてくれた事だ。コロナウイルスの影響で世界中みんなの意識を変えてくれた。日本でも外出自粛などの制限が出され、楽しみだった出来事が全て泡となった。今までの生活を一瞬にして変えた。このよ

したとしても、心が傷ついたり大事な人を失ったりした人の心の傷は消えないと思う。

その人達を安心させるような事はできないだろうか。そうするためにも、あらゆる人がもっと前に出ていかなければならないと思う。そんな中でも私達にできる事もある。それは募金だ。直接関わりのない人達にお金を託すというのは複雑な気持ちもあるが、人々は助け合いで成り立っていると思う。品薄であったマスクを作っている人、とても大変な医療関係の人、政治家の人などその人達がいるから、私達も乗り越えられることができると思う。募金だけではなく手を洗う事、他人に配慮をする事なども十分私達ができる事だ。こんな簡単な事をするだけで、みんなが救えるのは、自分のためでもあり、みんなのためでもある。しかし以前、外出自粛が出されているのに、外出を

している人がいるというニュースを見て、私はそれを悲しむのは本人ではなく、その人達の家族だったと思う。みんながしっかりと自粛をしていれば、もっと早く社会が正常に戻ったかもしれない。私もいつも後悔しか残らない。あの時、こういう風に言っておけば良かったな、もっと勉強しとけば良かったなど。でも、もうこれ以上絶対後悔はしたくない。後になって、これやっ

といて良かったと思えるようになりた

い。

今後、社会でもこれらの事が起こらないよう、世界の指示に協力して、自分で考えて行動する方針を、もっと強めるべきだと思う。

私は、今までの全ての情報から、人間が一番怖いと思うのは「死」だと思った。今回のコロナウイルスで世界中では多くの死者が出てその知らせを聞いたときに心が痛くなった。反対に、

SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)による人権侵害

※SNSとは

インターネット上における人と人とのつながりを促進・サポートする手段のこと。代表的なものに、Facebook、Twitter、you tube、LINE等がある

SNSの普及により、様々な情報が気軽に入手でき、世界中の人々といつでもつながり、また自分の意見や行動を自由に発信できるようになりました。その一方で、特定の個人・団体や不特定多数の人を誹謗中傷したり、差別を助長したりする人権問題が後を絶ちません。SNSを利用するときは、画面の向こうには常に人がいることを意識して、個人のプライバシーを守り、知らず知らずのうちに加害者となってしまうことのないよう、お互いの個性や違いを認め合う情報モラルを身につけることが必要です。

その行動、本当に大丈夫？

SNS上の情報をそのまま拡散した。

SNS上の情報が必ずしも正しいとは限りません。そのせいで知らない内に加害者になることもあります。その情報があやしいと思ったら、関係機関に確認するなど、正しく行動しましょう。

匿名で特定の個人に関する悪口を書き込んだ。

匿名であってもIPアドレスなどから、個人を特定することができます。匿名であるからと言って、現実社会と何ら変わりないという意識を持ちましょう。

IPアドレス：個々の通信機器に割り振られた識別番号のこと

勤務先でふざけた画像や動画を投稿サイトへ掲載した。

SNS上で発信した内容は全世界に拡がり、完全に削除することはできません。また勤務先から損害賠償を請求されることもあります。十分に考えてから投稿しましょう。

インターネット上で差別を助長するような書込みを見つけた場合

あま市企画財政部人権推進課 052-444-0398

法務省電話相談
みんなの人権110番 0570-003-110

法務省インターネット人権相談受付窓口
<https://www.jinken.go.jp/>



子どもの人権 ～未来を担う子どもたちのために～

世界には、貧しさや飢えや戦争あるいは、虐待などで苦しんでいる子どもがたくさんいます。このような現実を目を向けた世界の国々は、平成元年（1989年）国連において、世界中の子どもたちがもっている権利を定めた「児童の権利に関する条約」（子ども権利条約）を採択しました。日本も国内における子どもの人権尊重への取組を強めることと、子どもの人権尊重について世界各国と協力していくために、平成6年（1994年）にこの条約を批准しました。

しかし、日本では虐待やいじめによる自殺、子どもの貧困問題など、子どもの人権は、近年深刻な状況にあります。子どもは、自ら助けを求めにくく、周囲の大人がいち早く気づいてあげることがとても重要になってきます。

「子どもの権利条約」が定めている権利

1 生きる権利

妨げる病気などで命をうばわれないこと。病気やけがをしたなら治療をうけられることなど

2 育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど

3 守られる権利

あらゆる種類の虐待や搾取※などから守られること。障がいのある子どもや少数民族の子どもなどはとくに守られること

4 参加する権利

自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、自由な活動をおこなったりできることなど

児童虐待とは

身体的虐待

殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど

心理的虐待

言葉による脅し、無視、兄弟間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴言・暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV）など

令和元年度、本市に寄せられた児童虐待通報件数は58件。（うち虐待でないと判断した事例は17件）
身体的虐待10件、性的虐待0件、ネグレクト3件、心理的虐待28件



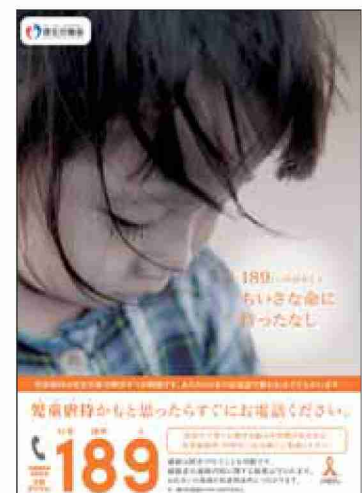
あま市では「あま市虐待等防止ネットワーク協議会」を設置しております。

◆あま市虐待等防止ネットワーク協議会

児童虐待（子育て支援課） TEL 052-444-3173

◆児童相談所全国共通ダイヤル、24時間対応

TEL 189

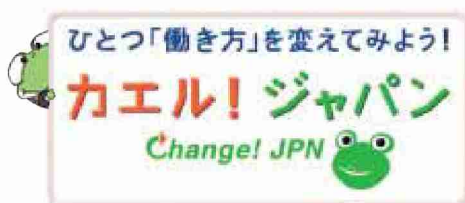


男女共同参画社会

男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第2条）のことをいいます。簡単に言うと「男性だから女性だからといったことにとらわれずに、その人の個性や能力が十分に発揮できる社会」ということです。一人ひとりが家庭、学校、地域、職場などで男女共同参画の実現に向け、お互いを尊重しましょう。

●男女共同参画実現のために

◆ワーク・ライフ・バランスシンボルマーク



「ひとつ」という言葉は、試しに「まずは～してみよう」という意味と、数字としての「1つ」として、「できることをまず1つ」という意味を持っています。現状を「変える」というちょっと勇気があることを「カエル!」と称して誰もが知っているカエルのキャラクターに託し、愛嬌を持って呼びかけています。

※ワーク・ライフ・バランスとは

仕事（ワーク）と家庭や地域生活（ライフ）の調和（バランス）のこと。ワーク・ライフ・バランスが実現すれば、仕事にやりがいや充実感を持ち、家庭や地域生活においても、多様な生き方が選択できるようになると言われています。

◆ポジティブアクション



社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。主な手法として、クォータ制度（性別を基準に一定の人数や比率を割り当てる）やメンター制度（上司とは別に指導・相談役を担うこと）などがあります。

●男女共同参画川柳かるた「あまかるた」

職場での
花から柱に
なった母

平成26年から30年に募集した男女共同参画川柳作品の中から優秀な作品を選び、名古屋造形大学の学生さんに挿絵を描いてもらい、「あまかるた」を作成。市内小中学校や児童館に配布しました。また図書館、人権推進課において、閲覧することができます。



女性のための相談窓口

あま市福祉部子育て支援課	052-444-3173
愛知県女性相談センター	052-962-2527
愛知県女性相談センター海部駐在室	0567-24-2134

ハンセン病強制隔離に抗した医師 小笠原 登

Q ハンセン病ってどんな病気？

A ハンセン病は、らい菌による感染症で、おもに皮膚や抹消神経がおかされる病気です。熱さ、冷たさ、痛みなどの感覚が麻痺するため、やけどや傷ができては分からなかったりすることがあります。

しかし、菌自体の毒性は少なく、感染力もたいへん弱いので、ほとんど感染することはなく、たとえ感染しても自然に治り、発病はまれです。現在では、薬によって確実に治せます。

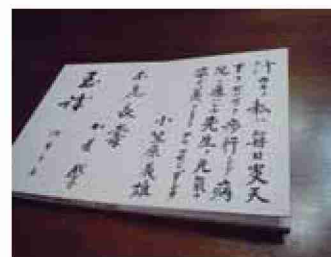
Q なぜ差別されたのか？

A ノルウェーの医師アルマウエル・ハンセンがらい菌を発見し、感染症であることが分かったハンセン病は感染力がとても強い病気で、しかも遺伝する病気だと誤解され、感染することを恐れた人たちによって、ハンセン病の人たちや家族は、社会から疎外されるなどの差別をうけました。また、国の隔離政策により、療養所に強制隔離されたり、家が消毒されたりしたことが、より一層、誤解や偏見を招きました。

強制隔離政策時代の中、京都大学のハンセン病治療を担当していた小笠原登博士は、昭和16(1941)年の「日本らい学会総会」で、らいの発病は、感染よりも体質を重視すべきこと、らいは不治ではないという自分の信念、経験に基づき当時の強制隔離政策に毅然と反対しましたが、国策に反対する邪説として学会から葬り去られました。



しかし、その後も日常の臨床経験に基づく科学的先見性とヒューマンイズム精神により、京都大学の特別外来であえて違う病名をつけて隔離せずに治療を行い続け、在宅治療を希望する患者本人は言うまでもなく、その家族等に大きな幸せをもたらしました。



あま市人権ふれあいセンターでは、旧甚目寺町出身の医師でハンセン病患者に対して献身的な治療を行い、人間回復に生涯を捧げられた故小笠原登博士(名誉町民)の功績を称えて、遺品・遺稿の展示をしております。

多様な性について考えよう！ ～性的指向と性自認～

L

レズビアン・・・女性の同性愛者
女性として女性を好きになる人

G

ゲイ・・・・・・・・男性の同性愛者
男性として男性を好きになる人

B

バイセクシャル・・・両性愛者
同性・異性どちらも好きになる人

T

トランスジェンダー・・・性別越境者
生まれたときに決められた性別にとらわれない
性別のあり方を持つ人(性同一性障害を含む)

※虹色は、多様性を表すLGBTのシンボルとして世界中で使用されております。

人には、自分がどのような性別なのかという「心の性」と生物学的な「身体の性」があります。この2つが一致していれば、違和感を覚えることはありません。しかし、「心の性」と「身体の性」が一致せず違和感を持つ人もいます。

また、好きになる対象も、同性だったり、男性・女性どちらも好きになる、もしくは恋愛感情をもたない人もいます。

性のあり方は人それぞれ違います。多様なのです。少数者の人権を尊重し、理解していくことが「誰もが自分らしく生きることのできる権利」を守ることにつながります。

事前登録型本人通知制度をご利用ください!

不正取得は、私たちの人権にかかわる問題です。

この制度は、事前に登録した方に対して、その方の戸籍謄本・抄本や住民票の写しなどの証明書を本人の代理人や第三者に交付したとき、証明書を交付したという事実を通知する制度です。

戸籍謄本・抄本や住民票の写しなどの不正取得による個人の権利侵害の防止を図るために実施しています。



ぜひ

登録を必ず検討してください。

- **登録できる方**
本市に住民登録または戸籍がある方（過去にあった方）
- **登録に必要なもの**
運転免許証、個人番号カード、パスポートなど、本人確認できるもの1点
法定代理人の場合は、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本など）
法定代理人以外の代理人の場合は、併せてその資格を証明する書類（委任状と委任者の本人確認書類）
- **対象となる証明書**
住民票の写し（除票を含む）／戸籍の附票の写し（除附票を含む）
戸籍謄本または抄本（除籍・改製原戸籍を含む）
- **受付及び問い合わせ窓口**
市民課(碁目寺庁舎) (TEL052-444-3167)
または美和市民サービスセンター（本庁舎）・七宝市民サービスセンター（七宝公民館内）窓口まで

『人権ふれあいセンター』をご利用ください

あま市の東部にある人権ふれあいセンターでは、一階に図書館や健康管理コーナー、展示スペースがあり、2階、3階では、ダンスや手芸、歌謡等の講座を開催しています。

展示スペースでは、ハンセン病強制隔離に抗した医師小笠原登博士の遺品・遺稿の展示を行っております。

また、人権に関するパンフレット等多数取り揃えております。是非ご来館ください。



人権ふれあいセンター



健康体操教室より



- <住所> あま市西今宿平割二32番地
<開館時間> 午前9時から午後5時まで（日曜、祝日、年末年始は休館）
<電話> 052-444-5393